

第 69 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（１）関係】

- | | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 公用車車載カメラの管理運用について | 1 |
|---|-------------------------|---|

平成 30 年 10 月 1 日

加古川市総務部総務課

公用車車載カメラの管理運用について

加古川市が所有する公用車（共用車、消防・救急車、ごみ収集車等）に設置する車載カメラの管理運用について、「加古川市公用車車載カメラの設置及び管理運用に関する要綱」を策定し、統一的な取扱いを行います。

- 1 公用車車載カメラの設置目的
 - ・ 職員の安全運転意識及び運転マナーの向上
 - ・ 交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化
- 2 公用車車載カメラの設置場所等
 - ・ 公用車の車内に、前方の外後方・左右の全部又はいずれかの方向が撮影できるよう設置し、作動時間については公用車の運行時間とします。
 - ・ 公用車の外側には、車載カメラを設置していることを表示します。
- 3 データの管理
 - ・ データの保存期間については、原則として電磁記録媒体等の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとします。ただし、データを利用又は外部提供する場合であって、必要と認めるときは期間を定めて延長します。
 - ・ 公用車を所管している所属毎に、管理責任者及び取扱者を設置し、データの閲覧、保存、提供等について適正な管理運用を行います。
- 4 データの利用
 - ・ 次の（１）～（３）に該当する場合を除き、データの利用は行いません。
 - （１） 職員の安全運転意識及び運転マナーの向上
 - （２） 公用車が関わる交通事故又はトラブル等の確認、分析及び原因究明
 - （３） その他市民生活の安全の確保を図るため、実施機関が相当の理由があると認めるとき
- 5 データの外部提供
 - ・ 次の（１）～（４）に該当する場合を除き、データの外部提供は行いません。
 - （１） 法令又は法令の規定による指示があるとき。
 - （２） 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - （３） 公用車が関わる交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から文書により提供を求められたとき。
 - （４） 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項の規定に基づき、捜査機関から文書により提供を求められたとき。
 - ・ データの外部提供をするときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供相手方に対し、データの適正管理等に関する事項を遵守させます。

加古川市公用車車載カメラの設置及び管理運用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化を図るため、公用車に車載カメラを設置するに当たり、これを適切かつ効果的に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところとする。

- （1） 車載カメラ 本市の公用車に設置し、周囲の映像等を記録する機器をいう。
- （2） データ 車載カメラにより撮影され、記録された映像等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式でつくられる記録をいう。）をいう。
- （3） 実施機関 加古川市個人情報保護条例（平成10年条例第28号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。

（管理責任者等の設置等）

第3条 実施機関は、車載カメラの管理運用を適切に行うため、管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

- 2 管理責任者等及びその事務内容については、別表に掲げるとおりとする。

（車載カメラの設置等）

第4条 車載カメラは、公用車の前方、後方、左方及び右方の全部又はそのいずれかの方向を撮影することができるように設置する。

- 2 車載カメラの作動時間は、公用車の運行時間とする。
- 3 公用車の運転者は、その運転中車載カメラにより常時撮影し、これを記録するものとする。
- 4 車載カメラを設置した公用車の外側には、見えやすい箇所に、車載カメラが設置してある旨の表示をしなければならない。

（データの保存期間）

第5条 データの保存期間は、原則として、電磁的記録媒体等の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、車載カメラを撤去したときは、直ちにデータを消去するものとする。ただし、第7条の規定によりデータを利用若しくは提供する場合又は第8条の規定により外部提供する場合であって、実施機関が必要と認めるときは、期間を定めて延長することができる。

（データの取扱い）

第6条 管理責任者等は、データの取扱いについて、次に掲げる措置を講じなければならない

ない。

- (1) データは、加工又は複写することなく撮影時の状態のままにしておくこと。ただし、個人情報の保護その他の理由により実施機関が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 管理責任者等以外のデータの閲覧及び持出しを禁止すること。
- (3) 車載カメラの盗難、データの漏えい、滅失又は毀損等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 前条に規定する保存期間を経過したデータは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(データの利用)

第7条 実施機関は、データについて、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用し、又は他の実施機関に提供してはならない。

- (1) 職員の安全運転意識及び運転マナーの向上
- (2) 公用車に関わる交通事故又はトラブル等の確認、分析及び原因究明
- (3) その他市民生活の安全の確保を図るため、実施機関が相当の理由があると認めるとき

(データの外部への提供)

第8条 実施機関は、データについて、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、実施機関以外のものへ提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- (1) 法令又は法令の規定による指示があるとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - (3) 公用車に関わる交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から文書により提供を求められたとき。
 - (4) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から文書により提供を求められたとき。
- 2 前項第3号の規定によりデータの外部提供を受けようとするものは、加古川市公用車車載カメラデータ提供申請書（様式第1号）を実施機関に提出しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する外部提供の可否の決定は、加古川市公用車車載カメラデータ提供決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定によりデータの外部提供をするときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
- (1) データを適正に管理すること。
 - (2) データをその提供を受けた目的以外に利用しないこと。
 - (3) データを第三者へ無断提供を行わないこと。
 - (4) データの提供を受けた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないと判

明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

5 実施機関は、第1項の規定によりデータの外部提供をしたときは、次に掲げる事項を加古川市公用車車載カメラデータ提供記録簿（様式第3号）に記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部提供を行った年月日及びその時間
- (2) 外部提供先の名称、所在地並びに代表者及び担当者の氏名
- (3) 外部提供の目的及びその理由
- (4) 外部提供をしたデータの内容

(苦情への対応)

第9条 管理責任者は車載カメラの設置及び管理運用に関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(その他)

第10条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、加古川市個人情報保護条例の規定によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

別表

管理責任者等		事務内容
管理責任者	車載カメラを設置している各車両を所管する課等の長	車載カメラを適切に管理運用し、取扱者の指名を行うこと。
取扱者	管理責任者が各車両を所管する課等の課員の中から指名した者	管理責任者の指示によりデータの閲覧、保存、提供を行うこと。

様式第1号（第8条第2項関係）

加古川市公用車車載カメラデータ提供申請書

年 月 日

加 古 川 市 長 様

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

印

（電話番号

）

下記のとおり加古川市公用車車載カメラデータの提供を受けたいので、申請します。

記

1 データの利用目的

2 データの内容

3 該当車載カメラを設置している車両の車両番号

4 データの日時

年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで

様式第2号（第8条第3項関係）

加古川市公用車車載カメラデータ提供決定通知書

年 月 日

様

加古川市長

年 月 日付けで申請のありましたデータの提供について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

データを 提供する / 提供しない

1 提供する場合

(1) 提供方法

- ☐ 電磁的記録媒体（☐ U S B ☐ その他（　　　　　　　　　））
- ☐ 紙媒体
- ☐ その他（　　　　　　　　　）

(2) 当該車載カメラを設置している車両の車両番号

(3) データの日時

年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで

(4) データの取扱いについて遵守すること

- ・データを適正に管理すること。
- ・データをその提供を受けた目的以外に利用しないこと。
- ・データを第三者へ無断提供を行わないこと。
- ・データの提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないと判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

2 提供しない場合

(1) 提供しない理由

様式第 3 号（第 8 条第 5 項関係）

加古川市公用車車載カメラデータ提供記録簿

取扱年月日・区分	年 月 日 (☐ 複写 ☐ 加工 ☐ 消去 ☐ その他)		
取扱者	所属	氏名	

提供年月日・時間	年 月 日 時 分		
提供先	名称	所在地	代表者
	担当者（所属・氏名）	連絡先	身元確認 ☐ 職員証 ☐ 運転免許証 ☐ その他
提供の目的			
提供区分	☐ 法令又は法令の規定による指示があるとき。 （法令等： ） ☐ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。 （事由： ） ☐ 公用車に関わる交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から文書により提供を求められたとき。 （事由： ） ☐ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）197 条 2 項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。		
提供方法	☐ 電磁的記録媒体 ☐ 紙媒体 ☐ その他（ ）		
提供内容	データの内容	☒ 映像 ☐ 音声 ☐ その他（ ）	
	車両番号		
	データ	年 月 日 時 分から	
	（日 時）	年 月 日 時 分まで	

管理責任者	取扱責任者